

園芸用出荷資材価格高騰対策事業 募集案内

宮城県では、園芸作物流通に係る出荷資材価格が高騰していることから、県内の園芸生産者の経営に及ぼす影響を軽減するため、令和3年度から増加した経費の一部を支援します。

補助金の交付に係る申請手順については、園芸用出荷資材価格高騰対策事業費補助金交付要綱に定めるほか、この募集案内に記載のとおりとします。

なお、申請に当たって必要となる様式等は、下記のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/engei/shizaikakakukoutoutaisaku.html>

1 事業目的

園芸作物を栽培する生産者に対して、園芸作物流通に係る出荷資材費の一部を補填することで、出荷資材価格の高騰が農業経営に与える影響を軽減する。

2 事業実施主体

次の（１）から（３）までのいずれかに該当し、（４）及び（５）を満たす者

- （１）農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合
- （２）取組主体の要件を満たす農業法人
- （３）その他営農集団（3戸以上の取組主体の要件を満たす生産者の組織する団体で、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約の定めがあるものに限る。）
- （４）暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- （５）県税に未納がないこと。

3 取組主体

次の（１）から（３）までを全て満たす者

- （１）県内における園芸作物の栽培面積が概ね10a以上であり、その園芸作物を販売する者。
- （２）暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- （３）県税に未納がないこと。

4 補助対象経費

令和6年度の園芸作物流通に係る出荷資材費のうち、令和3年度から増加した経費。

【補助対象となる出荷資材】

園芸作物を出荷するために必要な段ボール、包装フィルム、トレー、袋、パック、フルーツキャップ、緩衝材、ネット、テープ、シール等の消耗品

【補助対象とならない出荷資材】

鉄コンテナ、プラスチックコンテナ、パレット等の複数年使用できる資材

5 補助率及び補助金額の算出方法

補助率は2分の1以内とする。

補助金額の算出方法は以下のとおりとし、千円未満は切り捨てる。

補助金額＝【令和6年度^(※1)の出荷資材費（税抜き）】×0.119^(※2)×1/2

※1：出荷資材費は支払実績をもって算出することとし、令和7年1月から3月までの出荷資材費は、前年同月の支払実績をもって算出する

（令和6年1月から12月までの支払実績で算出する）

※2：令和6年度の出荷資材費に対する令和3年度からの増加した経費の割合（農林水産省「農業物価統計」をもとに県が算出）

6 補助下限額

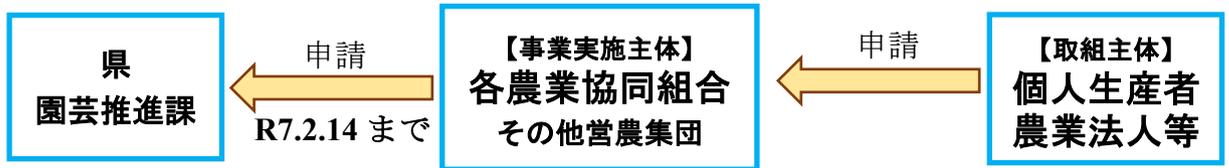
取組主体1戸あたり20,000円(補助金額が19,999円以下の場合は補助対象外)
 ※令和6年の園芸用出荷資材の支払金額(税込み)が369,747円以下の場合は補助対象外。

7 申請書受付期間

令和7年1月8日(水)から令和7年2月14日(金)まで

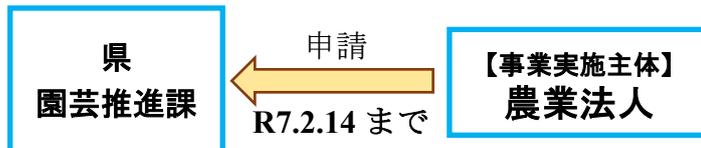
8 申請方法

(1) 取組主体(個人生産者等)が事業実施主体(農業協同組合等)を通じて申請する場合



事業実施主体(JA等)から県への申請資料	取組主体(個人生産者等)→事業実施主体(JA等)
<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書(別記様式第1号) <input type="checkbox"/> 園芸用出荷資材支払状況報告書 (別記様式第2号-1、別記様式第2号-2) <input type="checkbox"/> 出荷資材ごとの名称、金額、支払日及び支払先が確認できる証拠書類(領収書等)の写し <input type="checkbox"/> 暴力団排除に関する誓約書(別記様式第3号) <input type="checkbox"/> 宮城県税の納税証明書 ※申請日の3か月以内に発行された原本 <input type="checkbox"/> 事務経費の内容が確認できる証拠書類 (領収書の写し等) <input type="checkbox"/> 補助金振込先の証明書類(通帳の表紙・裏表紙など、口座部分が記載されているもの)	<input type="checkbox"/> 園芸用出荷資材支払状況報告書 (別記様式第2号-2) <input type="checkbox"/> 出荷資材ごとの名称、金額、支払日及び支払先が確認できる証拠書類(領収書等)の写し ※農業協同組合から販売実績のある出荷資材については、農業協同組合がまとめて資料作成することも可能としますが、農業協同組合以外から購入した出荷資材について申請する場合は、農業協同組合が指定する期日までに上記資料の提出が必要です。

(2) 農業法人が単独で申請する場合(農業協同組合から資材購入していない場合)



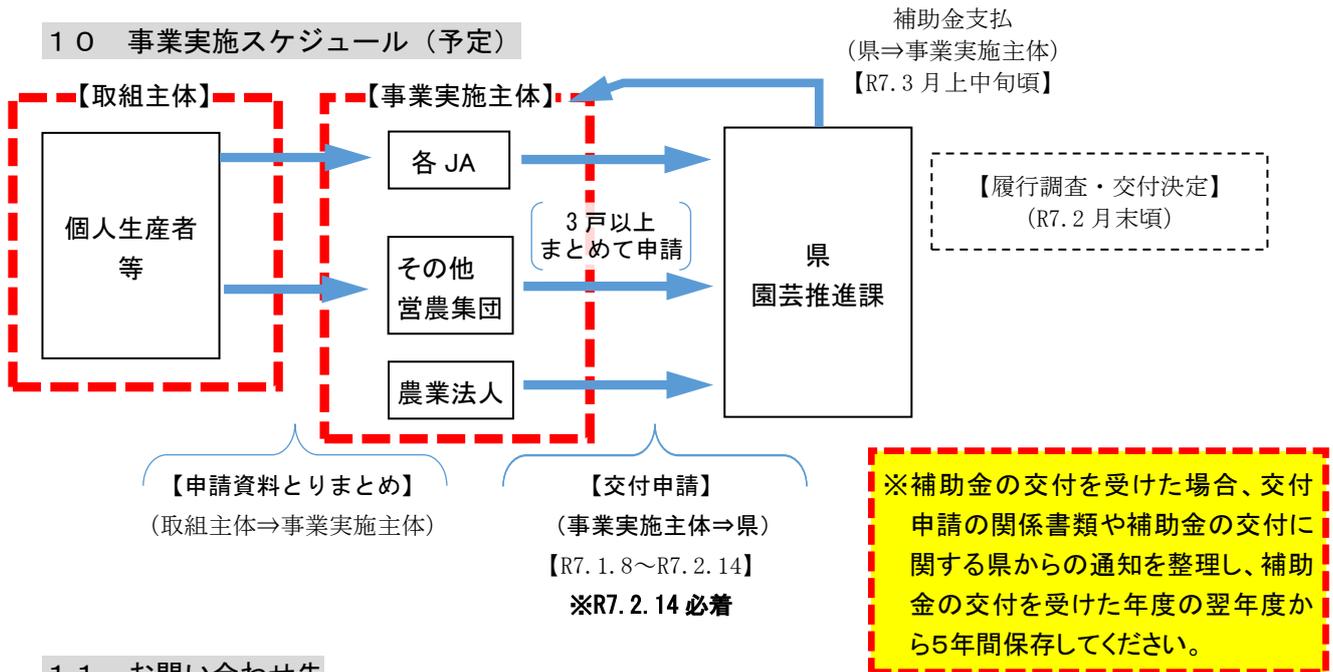
農業法人から県への申請資料
<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書(別記様式第1号) <input type="checkbox"/> 園芸用出荷資材支払状況報告書(別記様式第2号-2) <input type="checkbox"/> 出荷資材ごとの名称、金額、支払日及び支払先が確認できる証拠書類(領収書等)の写し <input type="checkbox"/> 暴力団排除に関する誓約書(別記様式第3号) <input type="checkbox"/> 宮城県税の納税証明書 ※申請日の3か月以内に発行された原本 <input type="checkbox"/> 補助金振込先の証明書類(通帳の表紙・裏表紙など、口座部分が記載されているもの)

9 審査結果の通知

全ての申請内容を確認した後に補助金の交付を一括で決定するため、申請書の提出時期に関わらず、県から申請者への審査結果の通知は2月末頃となります。

※予算を超えた申請があった場合は、予算の範囲内で執行するため、申請額を一定割合で減額して交付します。

10 事業実施スケジュール（予定）



11 お問い合わせ先

宮城県農政部園芸推進課園芸振興班

又は

事業実施主体の所在地を所管する県地方振興事務所（地域事務所）農業振興部

- ・大河原地方振興事務所農業振興部農業振興班
TEL:0224-53-3289 E-mail: oknsbns@pref.miyagi.lg.jp
- ・仙台地方振興事務所農業振興部農業振興班
TEL:022-275-9250 E-mail: sdss-si@pref.miyagi.lg.jp
- ・北部地方振興事務所農業振興部農業振興班
TEL:0229-91-0717 E-mail: nh-nsbns@pref.miyagi.lg.jp
- ・北部地方振興事務所栗原地域事務所農業振興部地域調整班
TEL:0228-22-2268 E-mail: nh-khnr-tt@pref.miyagi.lg.jp
- ・東部地方振興事務所農業振興部農業振興班
TEL:0225-95-7809 E-mail: et-ss-ns@pref.miyagi.lg.jp
- ・東部地方振興事務所登米地域事務所農業振興部地域調整班
TEL:0220-22-3535 E-mail: et-tmnsbtt@pref.miyagi.lg.jp
- ・気仙沼地方振興事務所農業振興部農業振興班
TEL:0226-24-2534 E-mail: ksbns@pref.miyagi.lg.jp

12 書類提出先

		提出先	書類提出期限
①	取組主体（個人生産者等）	事業実施主体（JA等）	（各事業実施主体が定める期日）
②	事業実施主体（JA、法人等）	県農政部園芸推進課	令和7年2月14日（金）必着

宮城県農政部園芸推進課 園芸振興班

住所：〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1

TEL:022-211-2843 FAX:022-211-2849

E-mail: engei-shinko@pref.miyagi.lg.jp